

電 気 供 給 実 施 要 綱

(特 別 高 圧)

臨 時 電 力 B

2026 年 11 月 1 日 実 施

 東北電力株式会社

目 次

1	適用条件	1
2	契約期間	1
3	契約使用期間	1
4	季節区分	1
5	契約電力	1
6	料 金	1
7	契約超過金	2
8	そ の 他	2
	附 則	4
	別 表	5

臨時電力 B

1 適用条件

- (1) この電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により特別高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約上電気を使用できる期間（以下「契約使用期間」といいます。）が1年未満のお客さまが、この実施要綱の適用を希望され、当社との協議が整った場合に適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

なお、契約電力は原則として2,000キロワット以上といたします。

- (2) この実施要綱は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島等は除きます。

2 契約期間

契約期間は、電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、需給契約が成立した日から、契約使用期間満了の日までといたします。

3 契約使用期間

- (1) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。
- (2) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、継続後の新たに設定される契約使用期間が1年未満となるものについては、この実施要綱を適用いたします。

4 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

- (1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

- (2) その他 季

夏季以外の期間をいいます。

5 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

- (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものと

いたします。また、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次によって算定した値の 20 パーセントを割増ししたものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	2,252 円 30 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,186 円 30 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	2,120 円 30 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

		夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 30,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 74 銭	19 円 62 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	20 円 32 銭	19 円 23 銭
	標準電圧 140,000 ボルトで供給を受ける場合	19 円 88 銭	18 円 83 銭

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、託送約款等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ロ 力率が、85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しいたします。

7 契約超過金

(1) お客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、標準約款 25（契約超過金）にかかわらず、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増しし、その値を 20 パーセント割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。

(2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

8 そ の 他

(1) 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

- (2) この実施要綱に定めのない事項については、標準約款によります。

附 則

1 実 施 期 日

この実施要綱は，2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

別 表

1 燃料費等調整

(1) 燃料費調整

標準約款別表2（燃料費等調整）(2)ロに定める基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17 銭 6 厘
-------------	----------

(2) 市場価格調整

標準約款別表2（燃料費等調整）(3)ロに定める市場基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	12 銭 4 厘
-------------	----------

(3) 離島ユニバーサルサービス調整

標準約款別表2（燃料費等調整）(4)ロに定める離島基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 厘
-------------	-----